

関係省庁、関係団体・事業者 各位

令和4年12月  
環境省地球環境局脱炭素ビジネス推進室  
経済産業省産業技術環境局環境経済室

温対法に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」における  
算定対象活動及び排出係数の見直しについて（意見照会）

平素より大変お世話になっております。

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」（以下「SHK 制度」）においては、政令・省令等に定める算定方法に従って各事業者に自らの温室効果ガス排出量（以下単に「排出量」）を算定・報告していただいております。

SHK 制度における排出量の算定方法は、我が国全体の排出量・吸収量を取りまとめた目録である「国家インベントリ」における排出量の算定方法に準拠にすることを基本としておりますが、国家インベントリにおける排出量の算定方法は毎年のように見直しが行われている一方で、SHK 制度における排出量の算定方法は、今日に至るまで必要な見直しを必ずしも行って来ませんでした。そのため、現在の SHK 制度における排出量の算定方法は、事業者の排出実態や最新の科学的知見を反映したものになっていない可能性があります。特に、SHK 制度で排出量算定の対象とする事業活動（以下「算定対象活動」）と排出量算定に用いる排出係数は、国家インベントリのそれらと乖離があるのが現状です。

このような現状等に鑑み、環境省・経済産業省では、令和4年1月に「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」を立ち上げ、SHK 制度の算定対象活動及び排出係数の見直し等について、有識者の方々とともに議論してまいりました。同検討会での議論を踏まえ、環境省・経済産業省において、別紙のとおり SHK 制度の算定対象活動及び排出係数の見直し案を作成いたしました。

見直しに当たっては、各算定対象活動及び排出係数と関係の深い省庁・団体・事業者の皆様のご意見を伺う必要があると考えておりますところ、別紙を確認いただき、その活動を算定対象に追加するに当たってのご懸念、その活動に伴う排出量の算定式や算定に用いる排出係数の妥当性等、見直し案に対してご質問・ご意見があります場合は、「意見提出様式」に必要事項を記入の上、令和4年12月27日（火）までにご提出ください。なお、今回の見直し対象の算定対象活動について、1事業者当たりの活動量・排出量の規模感等を情報提供いただくことも歓迎いたします。

ご多忙のところ恐れ入りますが、何卒よろしく願いたします。

【留意点】

- ・見直し後の算定対象活動・排出係数は、令和6年に報告いただく排出量（＝令和5年度排出量）から適用する予定です（※令和6年の報告に限っては、経過措置として、HFC・PFC・SF6 の排出量算定対象期間を令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする予定です）。
- ・今回の意見照会は、今後実施予定の政令・省令改正案のパブリックコメントに先立って行うものです。

**【参考】**

- ・現在の SHK 制度の算定対象活動・算定式・排出係数一覧  
[https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/calc/itiran\\_2020\\_rev.pdf](https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/calc/itiran_2020_rev.pdf)
- ・「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」  
<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/study>
- ・国家インベントリ  
<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghg-mrv/index.html>

以上